

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 3 月 7 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 三 富 葛 復
 島 春 岡 尾 興
 県 町 町 村 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《三春町-富岡町、葛尾村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 25 年 9 月 5 日時点）＞

- ・三春町において、貝山多目的運動広場など町内 15 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 1,500 人が生活。
- ・主な避難元市町村の内訳は、上位から、葛尾村が約 900 人、富岡町が約 480 人、田村市が約 80 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
富岡町	熊耳(熊耳)	86
	平沢(平沢)	84
	西方(三春の里)	18
	西方(もみじ山)	34
	実沢(沢石)	58
	柴原(柴原萩久保)	50
	西方(西方浮貝)	22
葛尾村	貝山(貝山)	132
	柴原(旧中郷小学校)	97
	狐田(狐田)	55
	斎藤(斎藤場上田)	16
	斎藤(斎藤里内)	60
	鷹巣(中妻分館前)	15
	鷹巣(鷹巣瀬山)	23
	過足(過足)	20
	計	770

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数
田村市	16
南相馬市	7
川俣町	1
飯館村	2
大熊町	8
富岡町	32
浪江町	9
楡葉町	3
葛尾村	22
川内村	3
双葉町	6
計	109

＜公共施設等の受入れ＞

- ・三春町内には、富岡町と葛尾村が避難に伴い役場機能を設置しており、富岡町が大字貝山字泉沢に三春出張所（主な機能は郡山支所）を設置しており、葛尾村が大字貝山字井堀田に三春出張所を設置。なお、富岡町の主な役場機能は平成 29 年 3 月 27 日か

ら富岡町で再開（三春出張所は平成 29 年 3 月に閉鎖）、葛尾村の主な役場機能は平成 28 年 4 月 1 日から葛尾村で再開（三春出張所は継続）。

- ・富岡町は、三春町内に幼稚園、小中学校を開設。葛尾村は三春町内で幼稚園、小中学校を開設していたが、平成 30 年 3 月 31 日で閉校し、平成 30 年 4 月 1 日より葛尾村で再開予定。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

（１）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・三春町における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき 217 戸を整備予定であったが、調査等の結果、建設保留としていた 19 戸については、同地区では需要がないことが判明したことから、平成 29 年 8 月の新生ふくしま推進本部会議において建設中止が決定され 198 戸（県営 92 戸葛尾村営 106 戸）で建設が完了（19 戸の建設地区は未定）。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数			
					富岡町	大熊町	双葉町	葛尾村
三春町恵下越地区 （恵下越地区）	葛尾村	106 戸	一戸建て	H28.4.1				106
		19 戸			【建設中止】			
三春町平沢地区 （平沢団地）	県	92 戸	一戸建て	H28.11.1	87	5		
合計		198 戸						

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記が基本。
- ・1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在 18 歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を 5 割増しに設定。

（２）役場機能

- ・各避難元町村において、三春町内の避難者に対する行政サービスの拠点として、次の役場機能を設置。

〔富岡町〕 三春出張所（所在地：大字貝山字泉沢 100-1）（平成 29 年 3 月閉鎖）

〔葛尾村〕 三春出張所（所在地：大字貝山字井堀田 287-1）

(3) 関連基盤

<道路>

- ・葛尾村に関しては、三春町恵下越地区の復興公営住宅の団地内の道路の拡幅及び団地内への進入路の改良を実施。
- ・三春町平沢地区の復興公営住宅の団地内の道路及び団地内への進入路の整備を実施。

<教育機関>

- ・富岡町に関しては、三春町において、富岡町営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスを運行。また、三春町内の小中学校への区域外就学にも引き続き対応。
- ・葛尾村に関しては、当面の間は、三春町において開設していた、葛尾村営の幼稚園、小中学校の運営を平成30年3月31日で終了、葛尾村内で平成30年4月1日より再開し、三春町からのスクールバスを運行。また、三春町内の小中学校への区域外就学にも、引き続き対応。

<医療機関、介護サービス>

- ・三春町内の医療機関については、現在のところ、避難者の増加に伴い患者数も増加しているが、特段の支障は見受けられないが、引き続き医療現場の状況を把握。
- ・三春町内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う直接の苦情は見受けられないが、震災以前から満床状態で待機者の多いことから、引き続き状況を把握。
- ・葛尾村に関しては、避難の長期化に伴う要介護対象者の増加への対応として、グループホーム2ユニットを整備し、平成27年2月から入居を開始。

<生活サポート施設>

- ・三春町平沢地区の復興公営住宅に併設し、高齢者サポート拠点の整備を実施。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<募集方法について>

- ・復興公営住宅において、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
三春町恵下越(恵下越地区)	H28.3～
三春町平沢(平沢団地)	H28.10～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	17 名	21 名	21 名

※三春町、郡山市、田村市、白河市、本宮市、大玉村は、郡山拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・ 富岡町では、平成 24 年 2 月より富岡町からの避難者の居所を証明する取組みを独自に実施してきたところであるが、当通知を踏まえ、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、平成 25 年 4 月から発行を開始。葛尾村では、当通知を踏まえ、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、平成 25 年 2 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楢葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・ 平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。